

お知らせ（器）012  
令和3年1月8日

### 特定器材マスターの改定について

今般、令和3年1月8日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について」の一部訂正に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、内容については別紙をご確認ください。

### 記

材料価格の変更（変更区分「5」：4コード）

## 別紙\_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和2年10月1日適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
6	2	710010172	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（JIS適合品）	1	4,766	5	金額	4,766	4,374	
6	3	710010173	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（JIS適合品）	1	5,050	5	金額	5,050	4,658	
6	4	710010174	歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1	5,422	5	金額	5,422	5,030	
6	5	710010175	歯科用14カラット合金用金ろう（JIS適合品）	1	4,982	5	金額	4,982	4,590	